

## 恵庭市水道事業給水条例の改正について

### 1. 改正内容

#### ①（水道法の改正に伴う改正）

生活衛生等関係行政の機能強化を目的に、水道行政に係る厚生労働省（厚生労働大臣）の権限を、①社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力・知見を有する国土交通省（国土交通大臣）及び、②河川等の環境中の水質に関する専門的な能力・知見を有する環境省（環境大臣）に移管されることに伴い、「水道法」が一部改正され令和6年4月1日に施行されることから、恵庭市水道事業給水条例で関係する部分を改正するものです。

#### 改正部分

現行）厚生労働省令 → 改正）**国土交通省令**（第5条、第35条、第39条）  
現行）厚生労働大臣 → 改正）**国土交通大臣及び環境大臣**（第45条）

#### ②（恵庭市指定給水装置工事事業者について必要な事項に係る改正）

「恵庭市水道事業給水条例」（以下、条例という）では、給水装置工事は恵庭市が指定する指定給水装置工事事業者が施工することと規定しており、その指定給水装置工事事業者について、指定の申請、指定の基準、指定の取消し、指定の停止など必要な事項については、別途「恵庭市指定給水装置工事事業者に関する規程」（以下、規程という）で規定しております。

今回の改正では、条例で規定している指定給水装置工事事業者について、必要な事項は別に定めることを条文に明記することで、規程と条例の関連付けを明確にするものです。

#### 改正部分

給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施工することとし、**指定給水装置工事事業者について必要な事項は別に定める。**（第7条）

恵庭市水道事業給水条例（平成 10 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>第 1 条～第 4 条（略）</p> <p>（給水装置の新設等の申込み）</p> <p>第 5 条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)第 16 条の 2 第 3 項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第 6 条（略）</p> <p>（工事の施工）</p> <p>第 7 条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施工する_____。</p> <p>2～5（略）</p> <p>第 8 条～第 34 条（略）</p> <p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第 35 条（略）</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施工した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>第 36 条～第 38 条（略）</p> <p>（過料）</p>	<p>第 1 条～第 4 条（略）</p> <p>（給水装置の新設等の申込み）</p> <p>第 5 条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)第 16 条の 2 第 3 項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第 6 条（略）</p> <p>（工事の施工）</p> <p>第 7 条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施工することとし、<u>指定給水装置工事事業者について必要な事項については別に定める。</u></p> <p>2～5（略）</p> <p>第 8 条～第 34 条（略）</p> <p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第 35 条（略）</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施工した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>第 36 条～第 38 条（略）</p> <p>（過料）</p>

現行	改正案
<p>第 39 条 (略)</p> <p>(1) 第 5 条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第 16 条の 2 第 3 項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第 40 条～第 44 条 (略)</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第 45 条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p> <p>第 46 条 (略)</p>	<p>第 39 条 (略)</p> <p>(1) 第 5 条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第 16 条の 2 第 3 項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第 40 条～第 44 条 (略)</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第 45 条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p> <p>第 46 条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 2. 今後のスケジュール

令和 6 年 3 月 21 日 (今回) 恵庭市公営企業経営審議会 報告

令和 6 年 4 月 1 日 改正規程の適用予定